

別記様式第1号の1

大規模事業評価調書

文化財課
令和8年8月作成

I 事業の概要

事業の名称	多賀城政庁復元整備事業
事業の概要	【概要】 令和6年度には創建1300年を迎え、県による政庁南大路・ 城前官衙^{じょうまえかんが}の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備、多賀城碑 の国宝指定を機に、史跡の活用に対する機運が高まっており、歴 史的価値や意義を分かりやすく伝え、地域資源としての活用を図 るため、多賀城跡の象徴である「政庁」の復元整備を行うもの。 ○ 場所：多賀城市市川城前（特別史跡多賀城跡附寺跡） ○ 敷地面積：約10,000㎡ ○ 復元整備する主な施設：古代復元建物12棟 ＜附属資料1 多賀城跡位置図＞ ＜附属資料2 多賀城跡現況写真＞ ＜附属資料3 多賀城跡の概要 多賀城跡発掘のあゆみー2020ー（令和2年3月）抜粋＞ ＜附属資料4 多賀城政庁復元イメージ図＞ 【上位計画との関連】 ○ 新・宮城の将来ビジョン ○ 新・宮城の将来ビジョン実施計画 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせ る地域社会づくり 取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興 ＜附属資料5 新・宮城の将来ビジョン （令和2年12月）抜粋＞ ＜附属資料6 新・宮城の将来ビジョン実施計画 （令和8年2月）抜粋＞ ○ 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版） 施策基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する 心の育成 ＜附属資料7 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）アク シヨンプラン（令和6年度～令和10年度） 【令和8年度版】（令和8年3月）抜粋＞ ○ 宮城県文化財保存活用大綱 基本方針3 文化財を循環型社会システムに取り込む ＜附属資料8 宮城県文化財保存活用大綱 （令和3年3月）抜粋＞ ○ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画 ※今年度に「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画」として改定予定 第5章 整備活用に関する方針 1. 特別史跡指定地内について 3) S重点地区遺構保存地区に係る整備活用計画

	① S 重点地区遺構保存地区に係る整備活用計画 マスタープラン イ) 遺構保存活用計画 ＜附属資料 9 特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画 (平成 23 年 7 月) 抜粋＞ ○ 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画※今年度中に改定予定 第 7 章 整備基本計画 (4) 各地区の保存活用に関する整備方針 ① S 重点遺構保存活用地区 ＜附属資料 10 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画 (平成 28 年 7 月) 抜粋＞ ○ 多賀城市歴史的風致維持向上計画 (第 2 期) 第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ＜附属資料 11 多賀城市歴史的風致維持向上計画 (第 2 期) (令和 4 年 3 月) 抜粋＞
事業計画の背景	【背景】 ○ 多賀城跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれ、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として重要な役割を果たした史跡である。現在は「特別史跡多賀城跡附寺跡」として国の特別史跡に指定され、発掘調査によって政庁をはじめ実務を担った役所や築地塀など多様な遺構の存在が確認されている。特に、多賀城跡の中心に位置する政庁は、政務や儀式を行った古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高い場所である。 ○ 多賀城跡は、日本三大史跡に位置付けられているものの、同じ三大史跡である「平城宮跡」及び「大宰府跡」と比較すると知名度が不足している現状である。 ○ 現在の政庁における整備は、「遺構の視覚的・体験的な魅力に乏しく、立体的スケール感が伝わらないこと」、「来訪者の受入れ環境が未整備であること」、「史跡周辺に休憩場所や滞在場所が少ないこと」などの課題があるため、課題解消にあたり、歴史的価値や意義を空間全体で視覚的・動的に体现するための整備手法や説明手法の改善のほか、来訪者の受入れ環境の整備が必要である。 ○ 上述の内容を踏まえ、多賀城の中心である政庁の価値を社会的に広く認知させると同時に、地域の活性化や観光資源としてのさらなる充実を図るため、政庁の復元整備を実施するものである。 ＜附属資料 12 多賀城市観光推進プロジェクト事業に関する調査研究 (平成 28 年 3 月) 抜粋＞ ＜附属資料 13 多賀城政庁復元整備に関する検討報告書 (令和 8 年 3 月)＞ 【期待される効果】 ○ 政庁の実物大復元を通じて、古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習において、実感を伴う歴史理解と主体的で探求的な体験学習が促進される。 ○ 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、県内のみならず東北広域に広がる歴史・文化ストーリーを繋ぐ「ハブ (結節点)」及び「ゲートウェイ (入口)」としての機

	能を強化し、広域及び文化観光の促進や多面的な利活用を誘致することで、県内だけでなく東北広域を含めた経済の活性化が期待できる。 ○ 復元された政庁を拠点に県民参加型のイベントや学習活動がより活発となり、地元住民や県民の史跡への関心と関与が促進されることで、郷土への愛着と誇りの醸成や未来を担う人材の育成が期待される。
これまでの取組状況	○ 令和7年度には、多賀城政庁復元の目指すべき方向性を検討し、整備後の活用等の取組を効果的かつ効率的なものとするため、考古学、建築学、観光及び地域振興の有識者、地元関係者で構成される検討会を3回開催した。 ○ 検討会では、「政庁復元の意義と目的」、「復元整備の目指すべき姿」、「復元整備の進め方」、「活用の方向性等」について意見を交わし、政庁復元は「多賀城を地域の歴史文化資源として多くの人々にその価値を実感してもらう契機となること」、「多賀城のシンボルである正殿から段階的に復元すべきであること」、「市民・県民の参画と郷土に対する誇りを醸成することが望まれること」などの提言を委員よりいただいた。 ○ 検討結果を踏まえ、「多賀城政庁復元整備に向けた方針」をまとめた。内容は以下のとおりである。 ＜政庁復元の意義＞ ・政庁を復元することは、①学術研究、②教育普及、③観光振興、④地域振興の4つの側面で大きな意義がある。 ＜政庁の目指すべき姿＞ ・政庁の往時の姿を体感できる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、世代を問わず様々な人々による学びと交流を育む歴史探求拠点を目指す。 ・また、これまでの政庁から南門に至る一帯の整備との整合性を図り、最も機能的且つ荘厳な第Ⅱ期（762年～780年）を復元する時期とし、歴史的・学術的価値や空間特徴を伝えるべく、第Ⅱ期を構成する建物全ての復元を目指す。 ＜復元整備の基本方針＞ ・以下の5つを基本方針とした。 ① 遺構の確実な保存 (地上及び地下遺構に影響を与えず、歴史的価値を保ちながら復元整備を行う) ② 学術的根拠に基づく整備 (考古学・歴史学等の調査研究に基づき、建物と空間の歴史的特徴を正しく再現することに努める) ③ 伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性等に配慮 (伝統的材料・工法を採用しつつ、強度や安全性等が必要な場合は現代の技術や材料等を適切に組み合わせる) ④ 段階的かつ公開性の高い整備の推進 (工事現場の公開や情報発信を行うことで、地域住民や来訪者の理解を促進する)

	⑤ 快適で知的好奇心を喚起する場に整える (見学導線や休憩施設の設定、管理・活用に必要なインフラ整備など来訪者が快適に利用できる環境を整えるほか、知的好奇心を刺激する展示や解説の充実させる) <活用の方向性> ・復元された政庁では、展示復元建物内部の展示公開、復元整備過程の情報発信、体験・学習機会を創出し、未来を担う人材の育成と郷土への愛着と誇りの醸成を促進する。 ・政庁跡を含む多賀城跡全域およびその周辺では、史跡のゲートウェイ・ハブ機能を強化し、体験共創型の史跡への転換を図る。 <整備のすすめ方> ・復元建物整備は、政庁の中核である正殿から段階的に整備する方向で計画し、復元整備工事を魅力あるコンテンツとして情報発信し、工事現場の適時での公開を検討する。 ・整備の各段階において、地域住民や県民が参画できる仕組みを構築し、事業への理解と支持を得ながら、郷土への愛着や誇りの醸成を図りつつ、計画的且つ着実に推進する。 <推進体制> ・県及び市の行政内部の横断的連携に加え、民間事業者や県民等とのパートナーシップの構築が必要であり、地域と一体となった推進体制を整える。 ・官民の多様な主体が参画・連携する体制の構築、多様な資金の確保・活用の仕組みについて検討を進める。 <附属資料 1 4 多賀城政庁復元整備に向けた方針 (令和 8 年 7 月)> (参考) 多賀城跡に関する経緯 <table> <tr> <td>大正 1 1 年</td><td>高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定</td></tr> <tr> <td>昭和 3 5 年</td><td>発掘調査の開始（現在も継続中）</td></tr> <tr> <td>昭和 4 1 年</td><td>特別史跡に指定</td></tr> <tr> <td>昭和 4 4 年</td><td>多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）</td></tr> <tr> <td>昭和 4 5 年</td><td>多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）</td></tr> <tr> <td>昭和 5 7 年</td><td>『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）</td></tr> <tr> <td>昭和 6 2 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化</td></tr> <tr> <td>平成 2 年</td><td>政庁から南門地区の立体復元事業の検討</td></tr> <tr> <td>平成 6 年</td><td>外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>平成 2 3 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>平成 2 8 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）</td></tr> <tr> <td>平成 3 0 年</td><td>政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）</td></tr> <tr> <td>令和 2 年</td><td>南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>令和 3 年</td><td>政庁南大路の一般公開開始（宮城県）</td></tr> <tr> <td>令和 4 年</td><td>城前官衙の一般公開開始（宮城県）</td></tr> <tr> <td></td><td>もつかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定</td></tr> <tr> <td>令和 6 年</td><td>多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定</td></tr> </table>	大正 1 1 年	高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定	昭和 3 5 年	発掘調査の開始（現在も継続中）	昭和 4 1 年	特別史跡に指定	昭和 4 4 年	多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）	昭和 4 5 年	多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）	昭和 5 7 年	『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）	昭和 6 2 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化	平成 2 年	政庁から南門地区の立体復元事業の検討	平成 6 年	外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）	平成 2 3 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）	平成 2 8 年	「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）	平成 3 0 年	政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）	令和 2 年	南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）	令和 3 年	政庁南大路の一般公開開始（宮城県）	令和 4 年	城前官衙の一般公開開始（宮城県）		もつかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定	令和 6 年	多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定
大正 1 1 年	高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定																																		
昭和 3 5 年	発掘調査の開始（現在も継続中）																																		
昭和 4 1 年	特別史跡に指定																																		
昭和 4 4 年	多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）																																		
昭和 4 5 年	多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）																																		
昭和 5 7 年	『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）																																		
昭和 6 2 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化																																		
平成 2 年	政庁から南門地区の立体復元事業の検討																																		
平成 6 年	外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）																																		
平成 2 3 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）																																		
平成 2 8 年	「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）																																		
平成 3 0 年	政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）																																		
令和 2 年	南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）																																		
令和 3 年	政庁南大路の一般公開開始（宮城県）																																		
令和 4 年	城前官衙の一般公開開始（宮城県）																																		
	もつかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定																																		
令和 6 年	多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定																																		

	令和 7 年 外郭南門の一般公開開始（多賀城市） 多賀城政庁復元整備検討会の実施（宮城県）
今後のスケジュール	令和 9 ～ 1 0 年度：基本計画・基本設計策定 令和 1 1 ～ 1 2 年度：基盤整備（遺跡保護のための盛土等） 令和 1 3 ～ 3 0 年度：建物復元整備 令和 3 1 年度：供用開始予定

II 事業内容

用地関係	予 定 地	多賀城市市川城前
	用地確保の状況	用地の確保 ☒ 済・未 造成面積 約 10,000 m ² 国有地・市有地
	敷 地 面 積	約 10,000 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 市街化調整区域 用途 建ぺい率 容積率 その他
建設関係	事 業 規 模	合計床面積 1,506 m ² 構造（想定） 木造 整備される主な施設 古代復元建物（木造、瓦葺）：12棟 ①南門（59.4 m ² ）、②・③南門翼廊（2棟、115.92 m ² ）、④正殿（273.6 m ² ）、⑤東脇殿（104.96 m ² ）、 ⑥西脇殿（104.96 m ² ）、⑦東楼（64.8 m ² ）、⑧西楼（64.8 m ² ）、⑨後殿（161.28 m ² ）、⑩東殿（97.74 m ² ）、⑪西殿（97.74 m ² ）、⑫北殿（361.08 m ² ） 古代築地塀（土塀）：270m

III 事業費

建設費	A	調査費	0 百万円
		設計費（設計・工事監理費を含む）	2,000 百万円
		工事費	8,100 百万円
		その他（用地費、負担金等）	0 百万円
		合 計	10,100 百万円
		【財源内訳】	
		一般財源	6,262 百万円
		起債	1,818 百万円
		国庫補助金 （文化庁「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金」：補助率50%）	2,020 百万円
		合 計	10,100 百万円
維持管理費	B	20年間の維持管理費の累計 ＜建物復元整備完了後の施設利用を令和31年～令和50年の 20年間と想定＞	
		人的経費	497 百万円
		管理・修繕関係経費	160 百万円
		運営経費	340 百万円
		合 計	997 百万円
		【財源内訳】	
		一般財源	997 百万円
		合 計	997 百万円

合計	A + B	11,097百万円
		【参考：現在価値換算後】 8,179百万円（設計・建設費のみ） ＜割引率2.0％＞（20年物国債利回りの過去3年間の平均値）

IV 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項（事業再評価の場合は第2項も含む）各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【事業の必要性】

- 我が国においては、少子高齢化やグローバル化の進展など急激な社会情勢の変化に対応するため、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」へと平成29年度に改正された。改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・教育といった幅広い関連分野を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用していくことが示されている。
- また、少子高齢化等による地域の文化財保護の担い手減少を背景に、文化財の確実な継承に向けた保存と活用の在り方に対応するため、平成30年度に「文化財保護法」が改正された。改正により、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進する方向性が示されている。
- 上述のとおり、国より、文化財に関する方針が示される中、当県においても、「新・宮城の将来ビジョン」や「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」では、地域文化の振興・継承、人材の育成など、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し、親しむことができる環境づくりを進め、文化財を後世に保存・継承しつつ、教育の充実、観光振興、地域活性化などに最大限活用することとしている。
- また、「宮城県文化財保存活用大綱」では、文化財を地域の社会・経済活動の中に位置づけ、幅広い主体による保存と活用を行いながら持続可能なサイクルを構築する必要がある、人材育成・教育普及をとおして、文化財が創造的な社会活動の源泉となり得ることをこれまで以上に社会と共有していく必要があるとしている。
- 文化財の活用として、当県では「平城宮跡」及び「大宰府跡」と並ぶ日本三大史跡である「多賀城跡」という貴重な文化財を有するものの、遺構表示の視覚的な魅力の不足、史跡に人を引き付けるような仕掛けや体験型コンテンツの不足から、全国的な認知度が低い現状となっている。今般の社会情勢において、国より文化財の多面的な活用を促す方針が示される中、十分に活用されていない地域資源の価値を再評価し、時代に即した形で広く社会に還元することは本県の責務である。
- 本事業により、政庁を復元することで、すでに復元整備された外郭南門から政庁までを「一体的な歴史空間」として現出させることができる。これによって「古代の統治空間を立体的に示す」というこれまでにない魅力と体験価値を提供することが可能となり、文化財としての本質的な価値を引き出すことが、そのまま地域経済を牽引する「文化観光の拠点」としての機能へも繋がる。
- 加えて、政庁を復元することにより、学校教育・生涯学習機会の提供、未来を担う人材の育成と郷土への愛着・誇りの醸成、政庁を活用した観光振興、多様な主体の参画による持続可能な史跡の維持・管理サイクルの構築を行うことができるため、本事業は、文化財による体験・学習機会の創出、文化観光の促進等の多面的活用や歴史的価値の継承の観点から本事業は必要なものである。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 県は、昭和44年に多賀城跡調査研究所を設立して以来、半世紀以上にわたって全国的にも貴重な価値を有する特別史跡多賀城跡附寺跡の学術的な調査研究と環境整備を先導し、実施してきた。この長期にわたり培った専門的知見と高度な技術的蓄積は、今回の極めて高度な専門性を要する「政庁の復元」を確実にかつ忠実に遂行するための不可欠な基盤である。
- 多賀城跡の維持管理については、県と市の覚書に基づき、県（多賀城跡調査研究所）

が発掘調査と環境整備、市が土地の公有化と史跡の経常的維持管理という役割分担で実施しており、協調体制が確立されている。

- 上述のとおり、行政間での協調体制が既に確立されており、本事業における「政庁の復元」は、専門的知見と高度な技術的蓄積を必要とする特殊性から、民間事業者への代替が極めて困難な、高い公共性と専門性を有する事業である。今回の政庁復元整備においても、これまで政庁跡を含む中枢部の調査・整備を一貫して主導し、十分な実績を蓄積してきた県が本事業の主体となり、公的責任のもとで事業を推進することが、事業の確実性及び史跡の十全な保存・活用の観点から最も適切である。

<附属資料 15 覚書（写）（昭和60年4月）>

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

- 令和6年の多賀城創建1300年に合わせて、県による政庁南大路・城前官衙の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備が完了したことにより、これまで平面遺構に留まっていた歴史空間が可視化され、文化観光資源としての価値が飛躍的に向上した。さらに多賀城碑が国宝指定されたことにより、史跡としての歴史的・学術的評価がより高いものとなり、多賀城跡の文化的・経済的価値は過去類を見ないほどに最大化している。
- 多賀城跡の来訪者数は、新型コロナウイルス感染拡大前（平成30年）は34,142人であったが、令和6年には、86,999人となり、約2.5倍に増加しており、社会的関心が高まっていると言える。
- 令和3～6年に多賀城創建1300年記念事業が実施され、政庁における「夜間の3Dホログラム演出」等は、デジタル技術を融合させた高付加価値な体験型観光として成功を収め、今後の文化観光資源としての可能性が示された。実際、事業期間中の累計参加者数は53万人を超え、事業が行われた4年間の合計の経済波及効果は、約90億円と推計されており、「多賀城跡」の整備事業が、教育的・学術的価値を有するだけでなく、県内経済を牽引する観光資源ともなることが立証された。こうした動きは、企業版ふるさと納税の獲得や多数のメディア掲載にもつながっているが、世間の関心を引き留めるとともに、これまでに投じた成果を埋没させないため、次の一手が必要とされる。
- 当県においては、「みやぎ観光創造県民条例」に基づき、「みやぎ観光戦略プラン」を策定しており、令和7年4月から始動した「第6期みやぎ観光戦略プラン」において、「多賀城跡」は特色ある観光コンテンツの中核として位置づけられている。本計画が掲げる「観光を核とした地域経済の活性化」及び「持続可能な観光地域づくり」の実現に向けては、地域資源を活用した観光コンテンツを発掘し、磨き上げることが重要であり、既に多賀城創建1300年事業での集客実績と経済波及効果を示した「多賀城跡」において、この時期に事業を行うことは、本県全体の観光地域づくりに推進力を与える観点からも、極めて妥当である。
- 多賀城創建1300年記念事業がもたらした効果は、社会的関心や経済波及効果に留まらず、市民・県民の郷土への愛着や誇りの醸成にも繋がり、地域の活力を高めた点にある。「多賀城跡」に対する関心や観光資源としての活用の機運が高まっている現在の状況は、今後の事業を安定的且つ効果的に発展させる上で、事業を行う時期として適切である。

<附属資料 16 第6期みやぎ観光戦略プラン（令和7年3月）抜粋>

<附属資料 17 多賀城創建1300年記念事業の終了報告について（令和7年6月）>

4 事業の手法が適切であるかどうか。（第4号関係）

- 本県では、事業費の総額が10億円以上の事業については、PPP・PFI導入の検討を行っている。
- 「宮城県PPP・PFI活用ガイドライン」に基づき、内閣府作成のVFM簡易計算

ソフトを使用し、VFMを算定した結果、PFI手法を採用することによる財政的なメリットを見いだすことはできなかった。 ○ 建物復元は、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会において学術的な根拠に基づき、建物規模、意匠、施工方法等が決定されることから、PFI手法の最大のメリットである民間による創意工夫が発揮される余地が極めて少ない。 ○ 定量及び定性面から総合的に検討した結果、従来方式で整備を行うことが適切であると考える。	
PPP・PFI導入調整会議等での検討結果	
令和8年6月25日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式における手法が妥当と判断した。 <附属資料18 PPP・PFI検討調査>	

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

○ 実施場所である政庁跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれた多賀城の中核施設であり、古代東北の政治・軍事・文化の要として、重要な政務や儀式が執り行われた場所である。政庁跡が持つ歴史的・学術的価値は固有の重要性を有しており、史跡内の他の場所では代替できない場所である。 ○ 歴史の舞台となった現地において、当時の空間を視覚的・体感的に復元することは、国家権力を背景とした当時の圧倒的な規模感や迫力、古代の政治拠点としての威厳を現地で臨場感をもって伝えることに大きな意義がある。この復元により、郷土への愛着や誇りの醸成や学術的価値を発信する質の高い文化観光の拠点機能が強化されるなど、高い社会的効果が期待できる。 ○ また、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」において、歴史的建造物の復元とは、『当時の規模・構造等に基づき、遺跡の直上に当該建築物を再現する行為』と定義されている。本事業は、長年の発掘調査の成果により建物配置や構造が判明しており、その直上に復元を行うことは、学術的根拠と国の示す基準の双方を満たすものであり、事業の実施場所として極めて適切である。 <附属資料19 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（令和2年4月）>	
--	--

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

○ 政庁の実物大復元を通じて、古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習において、実感を伴う歴史理解と主体的で探求的な体験学習が促進される。 ・学校教育において、「主体的・対話的で深い学び」等が重視される中、デジタルの活用とリアルな活動の融合等が求められている。本事業による政庁の復元は、「古代の統治空間」を可視化することで、「五感で体感する教材」として機能させ、創造的な社会学習の場として、効果的な体験・学習機会を創出することができる。 ・東北歴史博物館の展示や体験プログラムと政庁復元空間での体験を連動させ、さらに最新ICTを活用した学習を組み合わせることで、過去を体験的かつ立体的に理解できる次世代型の教育環境を創出する。これにより、学校教育における探究的な学習プログラムを確立し、学習効果の向上を図ることができる。 ・学習効果の向上を通じて、児童生徒の地域社会に対する理解と愛着を深め、次世代の地域文化の担い手となる「主体的な意識」を醸成するとともに、県内外からの修学旅行や探究学習の受入れを促進することで、周辺地域の交流人口を拡大させ、歴史・文化を基軸とした地域経済の活性化に寄与する。	
--	--

- 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、県内のみならず東北広域に広がる歴史・文化ストーリーを繋ぐ「ハブ（結節点）」及び「ゲートウェイ（入口）」としての機能を強化し、広域及び文化観光の促進や多面的な利活用を誘致することで、県内だけでなく東北広域を含めた経済の活性化が期待できる。
 - ・国宝多賀城碑、外郭南門及び復元された政庁を一体的な歴史空間として結び付けることにより、多賀城跡が有する固有の歴史的価値を基軸とした魅力向上を果たす。
 - ・政庁の復元を契機として、多賀城跡の魅力を高めるとともに、県内の歴史・文化をつなぐ「広域連携ストーリー型周遊ルート」の構築を推進することにより、多賀城を起点として県内全域及び東北各地へ観光客を誘導し、広域的な文化観光の振興に寄与することができる。
 - ・周辺地域との連携や来訪者の滞在環境の充実を図ることで、従来の通過型観光から「滞在・体験型観光」への転換を促進することができ、地域経済の活性化を後押しする。
- 復元された政庁を拠点に県民参加型のイベントや学習活動がより活発となり、地元住民や県民の史跡への関心と関与が促進されることで、郷土への愛着と誇りの醸成や未来を担う人材の育成が期待される。
 - ・多賀城跡を「見るだけの場所」から「体験を共創する場所」に転換させ、多賀城創建1300年記念事業の成果を継承しながら、地域住民や県民が参画する歴史・文化イベントや学習活動を継続的に実施する仕組みを構築することで、史跡の保存・活用を支える持続的な地域活動を促進するとともに、郷土への愛着や誇りの醸成につなげることができる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第7号関係）

- 特別史跡内は「多賀城跡附寺跡緑化修景方針」によって緑化修景の方針が定められており、政庁地区は遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さないように景観形成する方針が示されている。本事業もこれに基づき実施するため、周辺の自然環境への影響は少ないと考えられる。
- 基盤整備・復元建物整備期間が20年と長期間であるため、工事車両の動線確保、地域住民及び史跡来訪者に対する安全対策への配慮が必要となるが、工事車両と歩行者動線の分離など、安全確保を踏まえた設計及び配置の検討により対応が可能であることから、周辺への影響は少ないと考える。

<附属資料20 多賀城跡附寺跡緑化修景方針（令和2年3月）抜粋>

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業財源に関するリスクと対応策】

- 基盤整備・復元建物整備期間が20年と長期間であるため、今後の物価上昇や金利変動によるコスト増大のリスクがある。
- 国庫補助金は「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費」または「観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財の改修・整備促進事業費）」を比較し、より有利な補助金の活用を検討する。また、民間からの寄付金の活用等も積極的に検討し、安定的かつ柔軟な資金確保に努める。

【災害に関するリスクと対応策】

- 約10,000㎡の範囲に木造の建物12棟が復元されるため、火災による延焼のリスクが特に高い。
- 火災等の災害を考慮し、伝統的な材料・工法を基本としつつ、防災技術や現代的な材料・工法を適切に併用することを検討する。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲) A	調査費 0 百万円 設計費 (設計・工事管理費を含む) 2, 0 0 0 百万円 工事費 8, 1 0 0 百万円 その他 (用地費、負担金等) 0 百万円 合 計 1 0, 1 0 0 百万円
	【財源内訳】 一般財源 6, 2 6 2 百万円 起債 1, 8 1 8 百万円 国庫補助金 2, 0 2 0 百万円 (文化庁「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金」: 補助率 5 0 %) 合 計 1 0, 1 0 0 百万円
	維持管理費 B (再掲) 2 0 年間の維持管理費の累計 <建物復元整備完了後の施設利用を令和 3 1 年～令和 5 0 年の 2 0 年間と想定> 人的経費 4 9 7 百万円 管理・修繕関係経費 1 6 0 百万円 運営経費 3 4 0 百万円 合 計 9 9 7 百万円
合計 (再掲) A + B	【財源内訳】 一般財源 9 9 7 百万円 合 計 9 9 7 百万円
	【参考：現在価値換算後】 8, 1 7 9 百万円 (設計・建設費のみ) <割引率 2. 0 %> (2 0 年物国債利回りの過去 3 年間の平均値)
投入職員数	○ 令和 9 年度～令和 1 0 年度 (基本計画・基本設計) 延べ 7 2 0 人 (2 人×1 5 日×2 4 カ月) ※職員が復元整備に向けた学術的検討を行い、文化庁、有識者、 請負業者等との打合せを実施。 ○ 令和 1 1 年度～令和 3 0 年度 (基盤整備・建物復元整備) 延べ 1 2 0 0 人 (2 人×2. 5 日×2 4 0 カ月) ※職員が関係課室、文化庁、有識者、請負業者等との打合せ及 び現場確認を月 2 ～3 回実施。
関連事業費	

以上のとおり、多賀城政庁復元整備事業について県が評価を行った結果、事業実施は妥当と判断した。

附 属 資 料 一 覧

番号	資 料 名	頁
1	多賀城跡位置図	13
2	多賀城跡現況写真	14
3	多賀城跡の概要 多賀城跡発掘のあゆみー2020ー（令和2年3月）抜粋	15
4	多賀城政庁復元イメージ図	23
5	新・みやぎの将来ビジョン（令和2年12月）抜粋	24
6	新・みやぎの将来ビジョン実施計画（令和8年2月）抜粋	26
7	第2期宮城県教育振興基本計画（改定版）アクションプラン（令和6年度～令和10年度）【令和8年度版】（令和8年3月）抜粋	28
8	宮城県文化財保存活用大綱（令和3年3月）抜粋	31
9	特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画（平成23年7月）抜粋	35
10	特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画（平成28年7月）抜粋	39
11	多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和4年3月）抜粋	40
12	多賀城市観光推進プロジェクト事業に関する調査研究（平成28年3月）抜粋	43
13	多賀城政庁復元整備に関する検討報告書（令和8年3月）	46
14	多賀城政庁復元整備に向けた方針（令和8年7月）	67
15	覚書（写）（昭和60年4月）	92
16	第6期みやぎ観光戦略プラン（令和7年3月）	93
17	多賀城創建1300年記念事業の終了報告について（令和7年6月）	96
18	PPP・PFI検討調書	98
19	史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（令和2年4月）	107
20	多賀城跡附寺跡緑化修景方針（令和2年3月）	110



多賀城跡航空写真



多賀城跡全体図



多賀城跡政庁現況写真

3 国府多賀城

多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国^{こくふ}*の国府で、
長官は出羽国^{でわ}*をも管轄していました。また、奈良
時代には鎮守府^{ちんじゅふ}も置かれていました。

国府は、それぞれの国（現在の都道府県にあたる）に置かれた行政組織で、行政、司法、軍事、
宗教などにかかわるさまざまな仕事をしていました。

鎮守府は兵士などを指揮監督する役所で、軍事を担当していました。奈良時代には多賀城に設置
されていましたが、平安時代初めに胆沢城（岩手県奥州市）に移転したと考えられています。

このように、多賀城は東北地方の行政や軍事の中心地だったと考えられます。

*陸奥国…奈良時代は現在の宮城・福島県にあたり、平安時代には岩手県の南半部も含む。

*出羽国…現在の山形・秋田県。

秋田城跡

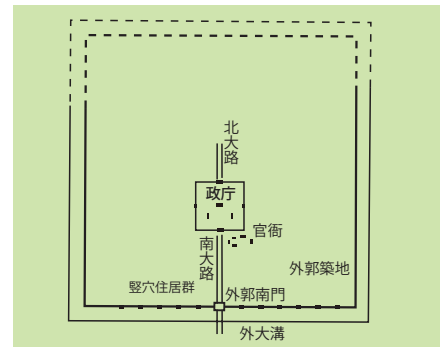
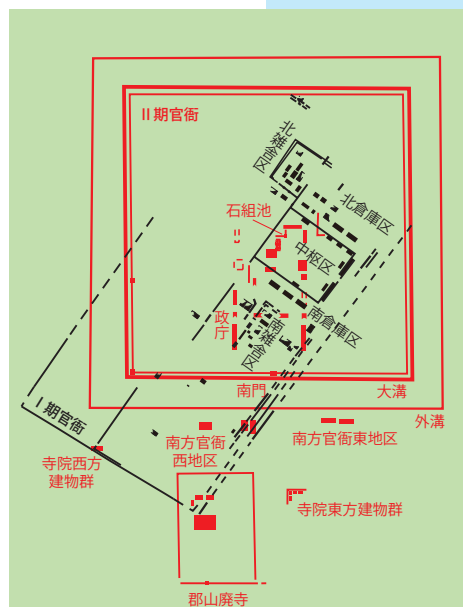
天平5（733）年に完成した出羽国最北の城柵。築地堀（のちに材木堀）で周
囲を区画し、ほぼ中央に政庁がある。

写真は復元されたトイレ遺構で、鶏ノ木地区の迎賓施設
には渤海使が使用した水洗トイレがあった。



（写真提供 秋田市教育委員会）

律令政府の支配地域
9世紀前半
8世紀後半



志波城跡

（写真提供 盛岡市教育委員会）

築地堀と大溝で周囲を区画し、内
部に政庁がある。延暦22（803）年
に、坂上田村麻呂によって造営さ
れた。

写真は外郭南門と築地堀で、門は
二階で兵士が警護できるように復
元されている。



多賀城と主要な城柵・官衙遺跡

律令政府は城柵や官衙（役所）を
つくりながら、支配地を北へ広げ
ていった。



郡山遺跡II期官衙

（写真提供 仙台市教育委員会）

多賀城が成立するまでの陸奥国府。材木堀と
大溝で周囲を区画し、内部に建物を配置して
いる。石組池はエミシの服属儀礼に用いられたと
する意見がある。

当時の国家は律令（^{りつりょう}律は刑法、令は民法と行政法）と呼ばれた法律を基礎とした統治をしており、東北地方北部には律令政府にしたがわない人々が住んでいました。政府側では彼らをエミシと呼び、その支配の拠点として、各地に城柵が造られました。宮城県内には桃生城や伊治城（→ P29）などが造られています。

多賀城は城柵でもあり、各地の城柵も管轄しておりました。

政府とエミシの間ではたびたび武力衝突が起きました。特に奈良時代後半から平安時代初めにかけての衝突*は長期間にわたり、大規模でした。

*衝突…政府側の責任者は坂上田村麻呂で、エミシ側の中心人物は^{さかのうえのたむらむろ}大墓公阿弖流為（アテルイ）。



桃生城政庁正殿

建物の雨落溝には多量の焼け土と炭が落ち込んでおり、建物が火災に遭ったことを示している。



兵士が使った武器 上は刀、下は弓の一部、右は鉄製の矢。



伊治城跡出土の土器と武器（栗原市教育委員会 蔵）
竪穴住居からまとめて見つかったもの。



弩の発射装置

（栗原市教育委員会 蔵 宮城県指定有形文化財）
弩は発射台と装置を持つ弓のことで、飛距離・貫通力に優れ、命中率が高い。西欧ではクロスボウ(ボウガン)と呼ばれる。日本で初めて伊治城跡で発見された。



弩を構えた兵士

4 城内の様子

A 政 庁

政庁は多賀城内で最も重要な場所で、大事な政務や儀式が行われました。

多賀城のほぼ中央にあり、東西 103m、南北 116m の長方形に築地塀^{せい}を巡らせ、内部に正殿^{でん}、脇殿^{わきでん}、後殿^{こうでん}、楼^{ろう}などを計画的に配置しています（→ P5）。政庁の造営にあたっては、大規模な土地の造成が行われていました。



政庁跡航空写真 築地塀で囲まれたなかに、正殿や脇殿などがある。



正殿

政庁の中央やや北寄りにある。各期を通じて位置は変わらない。高い基壇^{きだん}（土を突き固めた基礎の土壇）上に建てられており、階段がつけられていた。

石組みの階段



後殿

正殿の後方にある。Ⅱ期に設けられ、ほぼ正殿と中心軸を合わせて造られている。3箇所に礎石が残る。

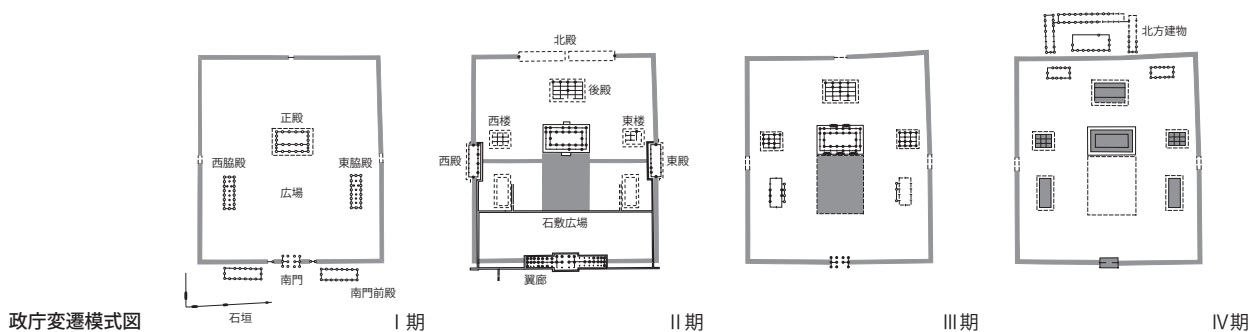
北東隅の礎石



西脇殿 正殿の西前方にある。正殿と同様に各期を通じて位置は変わらない。



東楼 正殿の東方にあり、Ⅱ期に設けられている。



政庁の各建物は、Ⅰ期は掘立式^{ほったて}*ですが、Ⅱ期以降は礎石式^{そせき}*となり、主要な建物には瓦が葺かれていました。Ⅱ期の建物は火事に遭っています。

正殿は二階建てを思わせる立派な建物で、東西両側に脇殿が配置され、これらの建物に囲まれた空間は、広場として重要な儀式の場となりました。Ⅱ期には広場が石敷きになっています。

政庁からはたくさんの瓦(→P14)を始め、土器(→P15)や硯(→P16)なども発見されています。土器は茶碗型のものが大部分で、儀式に使われたものです。一方、硯は政庁で事務も行われたことを示しています。

*掘立式…地面に直接穴(柱穴)を掘り、柱を立てて建築する方法。

*礎石式…礎石を据え、その上に柱を立てて建築する方法。基壇^{きだん}上に建てられる場合が多い。



塼
レンガのように、積んだり敷き詰めたりして用いられた。鹿が浮き彫りになっている。



焼瓦屑
伊治公皆麻呂の反乱による火事の跡。焼けた土と多量の瓦が堆積している。



築地堀
西辺築地堀と内側の石組み排水溝。手前の石はⅡ期の建物の礎石。



政庁南面の石垣
政庁の南西部では大規模な盛土造成が行われており、その南端と西端は石垣で土留めされていた(写真奥が政庁南辺築地堀)。

政庁南門
政庁の正門で、各期を通して同じ場所にある。

B 外郭の門と区画施設

多賀城の周囲は堀でいびつな四角形に囲まれており、南・東・西には門が開かれていました（北門は未発見）。

(1) 南 門

I期の南門は、政庁から南へ約190mの位置に建てられた掘立式の八脚門^{はつきやくもん}*です。II期になると、さらに南方120mの位置で礎石式の八脚門に建て替えられました。いずれも南辺のほぼ中央に位置する、多賀城の威厳を示す象徴的な門であり、政庁と直線的な道路（→P12）でつながっていました。

*八脚門…前後4本ずつ8本の柱で軒を支える構造の門。大きな寺院や役所などにあり格式が高い。



外郭南門

削平が著しいが、礎石を安定させるための石（根石）が残っている。

(2) 東門と西門

両者とも礎石式あるいは掘立式の八脚門で、時期によって場所を変えています。

東門は、I期には東辺の中央部に掘立式の八脚門と、その北方約160mの所に棟門^{むなもん}がつけられます。II期になると中央部の八脚門がなくなり、北方の棟門が礎石式の八脚門に建て替えられます。III・IV期には約80m内側に入り込んだ場所に移動します。

西門は西辺の南寄りにあり、東門と同様にIII期には内側に入り込んだ場所に移動します。I期の姿はよくわかっていません。また、近年、IV期になると西辺の北端部に西北門がつけられたことがわかりました。



外郭東門

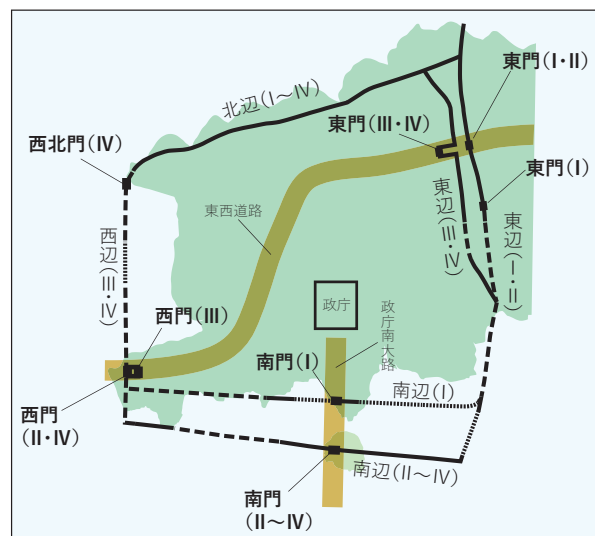
左側の石がII期の門の礎石。石組の雨落溝が巡る。右側のやや盛り上がった部分がIII期の築地堀で、II期の門を覆っている。



外郭東門
III期の掘立式の門とIV期の礎石式の門。



外郭西門
掘立式と礎石式の門がある。



外郭の門と区画施設

南辺はII期になると南へ約120m移動した。東辺はIII期になると北半部は西へ約80m移動した。

I・II期の西辺と西門の様子はよくわかっていない。

(3) 築地塀と材木塀

多賀城を区画する施設は築地塀^{ついでい}と材木塀^{ざいもくべい}です。

築地塀は土を突き固めて高く積み上げ、屋根をかけた土塀で、高さは4～5m程あります。材木塀は材木を密接して立て並べた塀です。地盤の良いところでは築地塀を、低湿地では材木塀を築いていたようですが、南辺だけは低湿地であっても大規模な基礎工事を行い、築地塀が築かれていました。

築地塀は当時「大垣」と呼ばれていました。南辺築地塀のそばから「大垣」と書かれた土器が見つかり、多賀城でも同様に呼ばれていたことがわかりました。

なお、築地塀や材木塀の各所には計画的に櫓^{やぐら}が取付けられていました。



外郭南辺築地塀

外郭南門の東側(手前)と西側(奥)。築地塀が切れるところが外郭南門があった位置。



外郭南辺の排水施設 築地下の排水暗渠には、ケヤキ材を削り貫いた木櫓^{もくろ}が用いられている。



塀の基礎工事 低湿地では、沈下防止のために丸太材を筏状に組み合わせた塀の基礎工事が行われている。



材木塀

西辺中央部。平安時代につくられ、外側に溝が掘られている。



「大垣」墨書土器

須恵器^{すゑき}の坏(お椀)の底部に書いてある。



築地塀断面

土を何層にも突き固めている。



外郭南辺築地塀(東部)

手前の柱穴は築地に取り付く櫓^{やぐら}の基礎の土留めに石垣が積まれている。



外郭北辺築地塀基礎の石垣

基礎の土留めに石垣が積まれている。



外郭南辺築地塀と櫓

櫓は掘立式のものと礎石式のものが見つかっている。

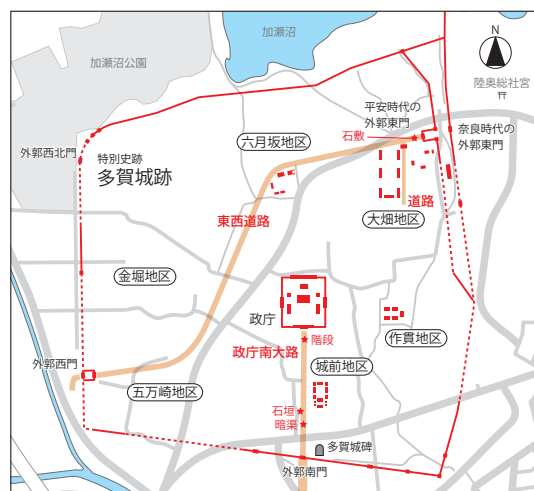
C 道 路

政庁南大路、東西道路、大畑地区の道路が見つかっています。^{おおはた}

政庁南大路は政庁と南門をつなぐメインストリートで、Ⅰ・Ⅱ期は幅13m程、Ⅲ期以降は23m程で、高い部分を削り、低い部分に盛土して直線的につくられています。政庁南門の前の傾斜がきついところは階段となっていました。また、低い部分には土留めの石垣や排水のための側溝・暗渠が設けられていました。

東西道路は、政庁の北側を通る尾根上につくられた道路で、東門と西門をつなぎます。

大畑地区の道路は、大畑地区の役所（→P13）内の道路で、東西道路との交差点には門がつくられています。



城内の道路



政庁下の階段
玉石を並べてつくっている。1ページに復元整備された階段が写っている。



道路につくられた暗渠排水施設

政庁南大路の東側の丘陵から西側の低湿地へ排水するために道路下に設けられたⅠ期の暗渠と集水溝。



東門付近の道路舗装
東門から城内へ入ったすぐの場所には、石や瓦の破片を敷き詰めた舗装路面が残る。斜面下方にあたる道路の南側には排水のための側溝が付く。



政庁南大路西端の石垣

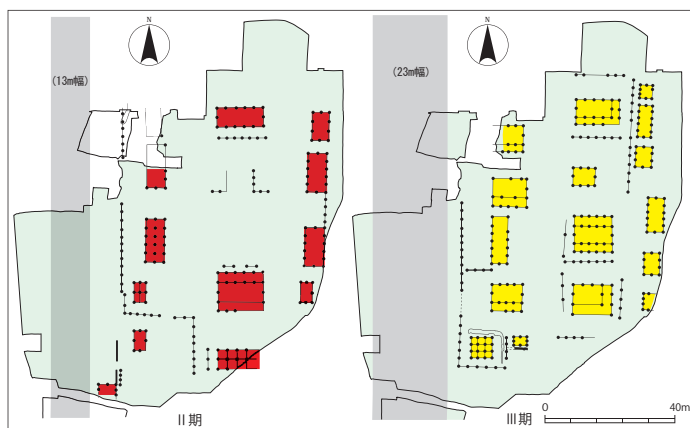
長さ80cm前後の割石と自然石を縦・横の目地が通るように積み上げ、隙間に小石を詰めたもので、見栄えが意識されている。

D 城内の役所

城内には、儀式の場である政庁の他に、実際に事務をする役所が、大畑地区、城前地区、作貫地区、^{ろくがつざか}六月坂地区、^{かなほり}金堀地区、^{ごまんざき}五万崎地区などに設置されていました。大部分がⅢ期以降に成立しており、この頃に体制が整備されたことがわかります。

(1) 城前地区

政庁の南で、メインストリートの東側にある役所で、Ⅱ期には^{ちんじゅふ}鎮守府に関わる仕事をしていたとみています。伊治公^{いぢこう}告麻呂の反乱で火事に遭い、Ⅲ期に再建されています。

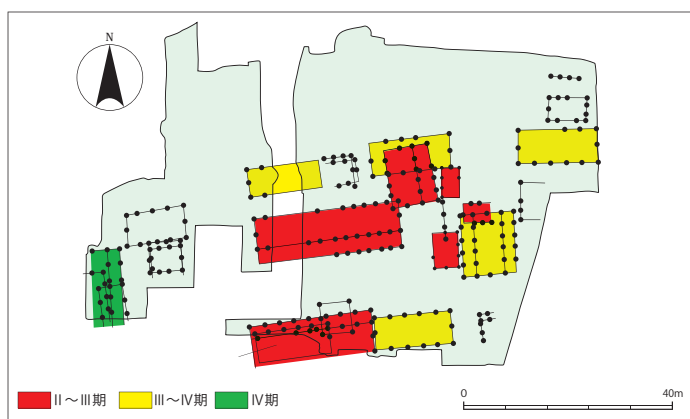


城前地区建物配置模式図

Ⅱ期の役所は伊治公告麻呂の乱によって焼けている。Ⅲ期にはほぼ同位置で建て替えられており、建物が増えて実務性が強まる。

(2) 作貫地区

政庁から沢を隔てた東の丘陵上にあります。Ⅲ期になると、5棟の建物が政庁に向けて「コ」字形に配置されます。



作貫地区建物配置模式図（Ⅲ～Ⅳ期）

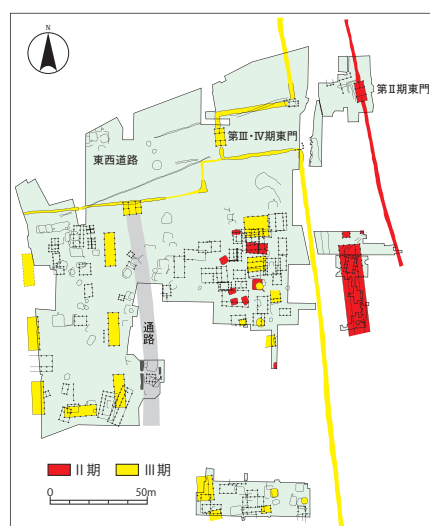
主屋と南・北各2棟の副屋は同位置で2度建て替えられている。

(3) 六月坂地区

政庁の北方、東西道路に面するところでⅢ期につくられた役所です。2棟の四面廂付建物が置かれる格式の高い一画でした。Ⅳ期には城内では唯一見つかった礎石式の倉庫が建てられます。

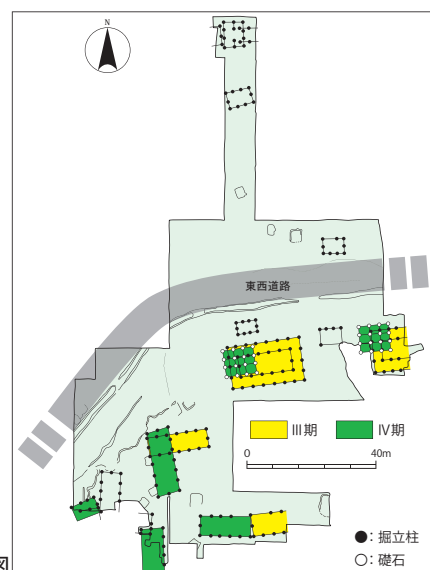
(4) 大畑地区

外郭の東門を入ったところにあります。材木堀で囲われた役所がⅢ期（9世紀前半頃）につくられます。中央には道路があり、東西に二分割されています。西側には7棟の建物が「コ」字形に配置されています。東側からは米に関する木簡が見つかっており、米の受給に関する仕事をしていたようです。また、多数の^{たてあな}竪穴住居や^{かじこうぼう}鍛冶工房が見つかっています。



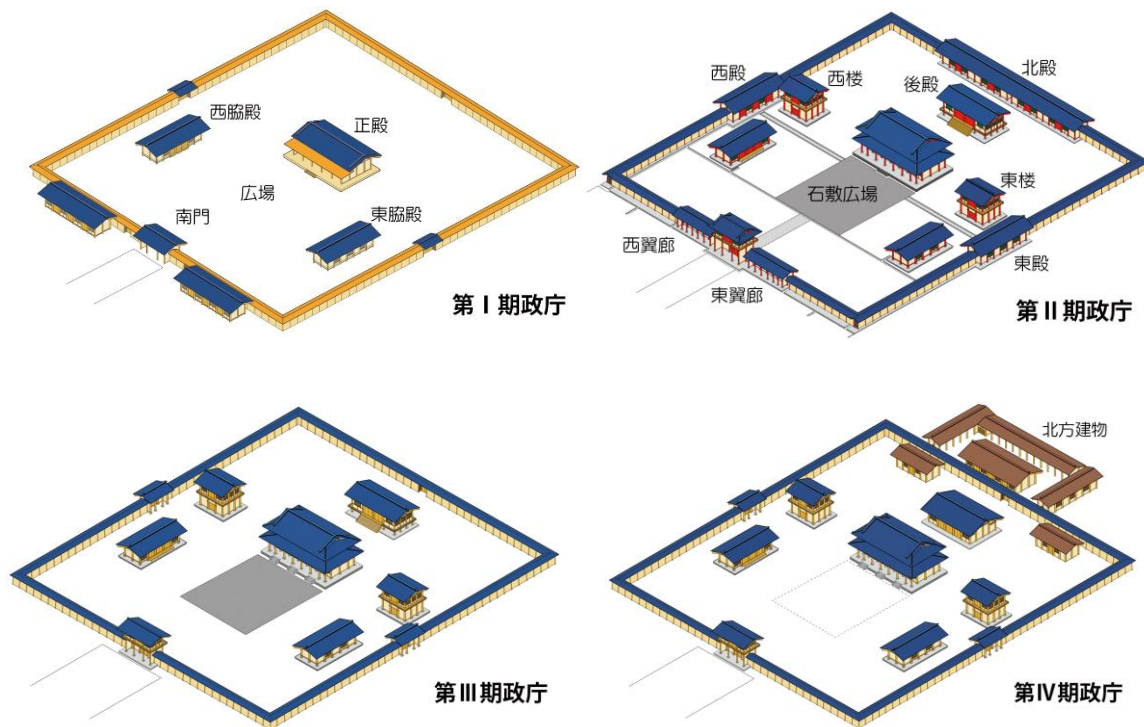
大畑地区建物配置模式図

西側は建物が整然と配置されている。



六月坂地区
建物配置模式図

●：掘立柱
○：礎石



政庁の変遷



第Ⅱ期政庁の復元模型

政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

2030年には、地域独自の魅力が磨かれ、「宮城県に住んで良かった」と思う人が多数を占めており、それが移住・定住につながり、社会減の進行に歯止めをかけることで、持続可能な地域社会の形成が進んでいます。

つくる5
いきいき

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

年齢・性別・国籍等に関わらず多様な主体がいきいきと社会に関わるができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動等を促進します。あわせて、文化芸術・スポーツなど、県民の活動や学びのための場や人づくりを進め、それぞれの豊かな暮らしや地域の活性化につなげます。



首都圏における移住フェア
での地域の魅力発信



外国人技能実習生と地域
との交流



県民が文化芸術に触れる機会を
提供する芸術銀河（みやぎ県民
文化創造の祭典）

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

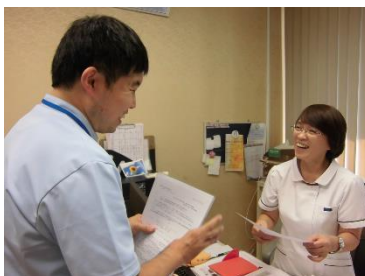
つくる6
安全安心

(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

暮らしに必要な保健福祉や防犯などの基礎的な機能やサービスについて、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携し、持続的なサービスの提供体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。



交流しながらレクリエーションを
楽しむ高齢者



障害のある方の介護現場
での活躍



市町を跨ぐ広域路線バスと町内
循環バス（女川町）

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組 14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

【現状・課題】

- 文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるほか、様々な施策との有機的な連携によって地域力の向上を図り、心のケアや地域コミュニティの再生などの社会的課題の解決につなげていくことが必要とされています。
- 我が県はプロスポーツチームが多数存在するなど、県全体でスポーツを楽しむ環境があるものの、子どもから大人まで、個々人が主体的にスポーツに親しむ機会は必ずしも多くはありません。
- 生涯学習は、時代の変化に応じた新たな知識の習得、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指して自発的に行うものであり、家庭・職場・地域において、共に学び、協力して学習することのできる環境整備が求められています。

【目指す宮城の姿】

- 多くの人々が文化芸術に触れ、気軽に携わることができるだけでなく、文化芸術の持つ力が多方面へ作用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野に良い影響を与えています。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるとともに、関わり方や楽しみ方が多様化し、スポーツを通じた様々な交流が県内各地で活発に行われています。
- あらゆる世代が充実した生活を送り、新しいことにチャレンジできるよう、それぞれのライフステージにふさわしい学びができる機会が充実しており、その成果が社会に生かされています。



【実現に向けた方向性】

- ◇ 芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◇ 文化芸術やスポーツの持つ力を、教育の充実や観光の振興、地域活性化などに最大限活用します。
- ◇ 働く人や高齢者、障害者等、様々な人の生涯にわたるスポーツ活動の推進や、スポーツを身近に感じる環境づくりを進めます。
- ◇ 全国的・国際的なスポーツ大会で活躍できる人材を育成します。
- ◇ 大学などの教育機関による学びなおしの機会提供や、図書館、公民館等の社会教育施設と住民との連携等による学びの活性化を促進します。

政策推進の基本方向 3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

つくる 5 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

多様な主体の社会参画と地域コミュニティの再生・活性化を目指し、人手不足や働き方の多様化に対応した雇用のマッチングやアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組、ひきこもり状態にある方の居場所づくりなど、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、多様な主体が活躍しやすい環境整備を推進します。

また、若者向けの情報発信等を強化し、関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住定住を促進するため市町村と連携した首都圏イベントでのPR等に取り組みます。

さらに、行政が保有するデータの民間利用の拡大やデジタル技術を活用した各種調査によって、県政の推進における官民協働の充実を図ります。

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

文化芸術分野については、県民会館とNPOプラザの複合施設の建設を着実に進めるとともに、開館に向けた運営体制の強化を図ります。

スポーツ活動については、関係団体との連携を深めながら、競技力の向上及び子どもたちの体力向上を目指し、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成支援やスポーツ選手等の県内就業を促進する取組、子どもの運動習慣の確立に向けた支援を行うとともに、県民の運動機会の増進やスポーツ振興に向けた取組を進めます。

生涯学習の振興については、学び続けられる環境を整備するほか、多様な学習機会の提供や推進する人材育成を進めます。

つくる 6 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

県民一人ひとりが地域や職場で心身の健康づくりに取り組むため、ICTの活用等による環境の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、医療機関等と連携し、新たな感染症に備えた医療提供体制の整備を図ります。

将来的に必要な医療機能等を見据え、仙台医療圏における病院再編について、関係機関と新病院の整備に向けた具体的な検討を進めるとともに、救急医療をはじめとした政策医療の課題解決に向けて取組を推進します。

修学資金貸付や勤務環境の改善支援等による医師や看護師、薬剤師をはじめとする医療人材の確保・育成、適正配置に向けた対策に取り組みます。さらに、国内外からの介護人材の確保・育成やICTを活用した介護職員の職場環境整備を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進、特別養護老人ホーム等の整備を進め、高齢者を支える体制整備を構築します。

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

障害や障害者に対する県民の理解・関心を高めるための普及・啓発のほか、障害福祉サービ

新・宮城の将来ビジョン推進事業

No	事業名	事業内容	部局	担当課室	事業 実施 期間 (実施計画上)	R8事業費 (千円)	ビジョン体系					S D G s
							18の取組				復興	
							主 な 取 組	関連				
422	みやぎスポーツDAY費	広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供	企画部	スポーツ振興課	R7-R9	1,518	11					4
423	みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)開催事業	実行委員会負担金等	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	17,800	11					4
	みやぎ地域文化創造促進事業				-	15,350						-
424	地域文化サポート事業	新県民会館の整備を契機とした地域の文化資源を活用した新たな地域活性化の取組支援	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	2,050	11					4
425	文化芸術体験促進事業	文化芸術を通じてあらゆる人が社会参加できる機会の促進とアウトリーチの仕組みづくり	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	13,300	11					4
426	宮城県立劇場整備事業	宮城県立劇場の建設工事	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	6,570,880	11					11
427	宮城県立劇場道路整備事業	宮城県立劇場の建設に係る周辺道路の整備	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	9,717	11					11
428	宮城県立劇場整備推進事業	宮城県立劇場の開館準備業務	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	91,000	11					4
429	みやぎの文化芸術活動支援事業	芸術文化活動への支援、美術館各種教育普及活動	教育庁	生涯学習課	R7-R9	9,667	11					4
430	生涯学習プラットフォーム構築事業	生涯学習情報提供システムの構築	教育庁	生涯学習課	R7-R9	1,018	11					4
431	図書館貴重資料保存修復事業	図書館貴重資料保存修復対策	教育庁	生涯学習課	R7-R9	14,723	11					4
432	美術館リニューアル整備事業	美術館リニューアルのための施設改修等	教育庁	生涯学習課	R7-R7	—	11					4
433	図書館電子書籍サービス事業	県図書館への電子書籍サービスの導入	教育庁	生涯学習課	R8-R8	40,000	11					4
434	多賀城政庁復元検討事業	多賀城の歴史的価値の発信や地域資源としての活用に向けた政庁復元のあり方等の検討	教育庁	文化財課	R7-R8	21,000	11					4
435	救命救急センター運営費補助事業	救急救命センターへの補助	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	202,121	12					3
436	救急搬送情報共有システム機能強化事業	救急搬送の効率化に向けたシステムの機能強化	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	46,134	12					3
437	救急患者転退院支援事業	救急患者退院コーディネーターに係る補助等	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	103,511	12					3
438	救急電話相談事業	急な病気やけがにかかる救急電話相談	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	41,423	12					3
	地域包括ケアシステム体制推進事業				-	33,580						-
439	在宅医療連携拠点整備事業	在宅医療・介護の連携体制の構築に向けた補助等	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	29,503	12					3
440	認定薬局等の整備促進事業	薬局の地域連携等の機能強化	保健福祉部	業務課	R7-R9	4,077	12					3
441	病床機能再編支援事業	病床数最適化の支援	保健福祉部	医療政策課	R7-R8	159,144	12					3
442	地域医療機能集約・連携強化事業	医療機関相互の協力による機能集約への支援	保健福祉部	医療政策課	R7-R7	—	12					3
443	地域医療介護総合確保基金積立金(医療分)	地域医療と介護の総合的な確保に向けた事業のための基金積立	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	13,271,574	12					3



目標3:ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

1 第2期計画(改訂版)における方向性

- ・学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

2 取組に対応する事業

(1)宮城の将来を担う人づくり **重点的取組9**

区分	事業名	事業概要	事業実施期間	R8当初予算額(千円)	担当課室
◎	01 志教育支援事業(再掲)	東日本大震災の経験を踏まえ、児童生徒が社会において果たすべき自己の役割を考え、自ら生き方を主体的に追求するよう促し、社会人・職業人として生涯にわたって自立する上で必要な能力や態度を育てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・志教育支援事業推進会議の開催 ・道徳教育推進協議会の開催及び指導者養成研修への派遣 ・豊かな心を育む研究指定校での公開研究会等の開催 ・豊かな心を育む道徳教育指導者研修会の開催	R6-R8	1,259	義務教育課
◎	02 志教育推進地区指定事業(再掲)	実践体験型PBL*(Problem Based Learning)による総合的な学習の時間の取組を見直し、児童・生徒の主体的な学びを大切に志教育を推進する。その成果を検証し、得られた成果や知見を県内に広げることで志教育の一層の推進につなげる。対象は県内中学校区2地区(3年間)。 *実践体験型PBL:地域社会と連携し課題解決に取り組む学習 ＜令和8年度の主な取組＞ ・総合的な学習の時間を中心に実施 ・地域の人々と共に課題設定、課題追究、社会への働き掛けを実施	R6-R8	2,000	義務教育課
◎	03 高等学校「志教育」推進事業(再掲)	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進する。また、将来宮城の医師や教師となる志を持つ生徒を対象として、講演会や特別講座等を実施し、学力や学習意欲の向上を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「志教育」研究指定校による取組への支援 ・みやぎ高校生フォーラムの開催 ・みやぎ高校生マナーアップ運動の推進 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンの実施(春・秋) みやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催 ・医師を志す高校生特別講座等の実施 ・教師を志す高校生による大学研究室訪問の実施	R6-R10	9,956	高校教育課

区分	事業名	事業概要	事業実施期間	R8当初予算額(千円)	担当課室
◎	04 進路達成支援事業(再掲)	高校生に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志を持って高校生活を送ることができるよう支援する。模擬面接等により内定率の持続や定着率の向上を目指す。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・進路達成セミナーの開催 ・「しごと応援カード」の作成と配布 ・企業説明会、就職面接会の実施	R6-R10	2,970	高校教育課
◎	05 みやぎ若者活躍応援事業(再掲)	宮城の次代を担うリーダー養成塾の開催や青少年の意見表明機会の提供により、青少年の育成並びに社会参加及び活躍を促進し、地方創生に資する人材の育成を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ネクストリーダー養成塾の開催 ・みやぎの青少年意見募集事業の実施	R6-R10	3,012	共同参画社会推進課
◎	06 みやぎグローバル人材育成事業	国際的視野に立って協働的に行動しながら未来を創造し、グローバルに活躍することができる人材の育成を目指し、県立高校において国際バカロレア・ディプロマプログラムの実施を推進する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ワークショップへの参加 ・先進校視察	R6-R10	110,062	高校教育課教職員課
◎	07 産業人材養成教員研修事業【教職員CUP事業】(再掲)	工業科等の専門教科担当教員を一定期間企業等に派遣するなどして最新技術を得得させることにより、専門高校等における産業人材育成の活性化を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・専門教科担当教員の企業等への派遣研修等の実施	R6-R9	1,980	教職員課
◎	08 ふるさと納税を活用した県立高校魅力化事業 新規	クラウドファンディング型ふるさと納税の制度を活用し、学校や生徒自らが考案した学校魅力化に向けたプロジェクトに対する寄附を募集することで、生徒の主体性を育てるとともに、生徒のアイデアを形にする仕組みの定着により高校教育の更なる活性化を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・モデル校3校におけるプロジェクトの実施	R8-R10	5,600	教育企画室
◎	09 専門教育次世代人材育成プロジェクト事業	専門高校等の特色・強みを踏まえて、地域の課題・人材育成のニーズに応じることにより、人間関係形成・社会形成能力、課題解決能力、自己理解、自己管理能力、キャリア・プランニング能力の醸成を図るとともに、地域活性化の担い手として、分野や領域の壁を越えて人や組織の「協働」を創出し、地域産業の振興を推進できる人材を育成する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・生徒のアイデアによる地域の特産品を活かした商品開発 ・企業連携、パッケージ製作、販売等の活動をととして地域課題に取り組む ・地域の児童・生徒との連携をととして、地域や専門高校への理解を深める ・いしのみきパートナーシップ協議会の開催 ・活動報告会の実施	R6-R8	2,980	高校教育課
◎	10 みやぎクラフトマン21事業	専門高校生の技術力向上とものづくり産業に対する理解を深め、地域産業を支える人材の確保と育成につなげるため、現場実習や企業等の熟練技能者による実践的な授業等を行う。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・実践的授業支援 ・資格取得支援 ・ものづくりコンテスト充実支援	R6-R9	5,390	高校教育課
◎	11 「地学地就」産業人材育成事業	富県宮城の将来を支える「ものづくり人材の育成」と「県内企業への就職」を支援するため、経済商工観光部等と連携・協働し、生徒と企業とのマッチングを図り、職場定着の促進を図る。また、県内企業からの採用相談等に対して、人手不足の解消を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「地学地就」コーディネーターの配置	R6-R9	48,645	高校教育課



区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
12 ◎	みやぎ専門高校 魅力発信強化事業 新規	本県の専門高校等で学んでいる生徒の日頃の学習活動や成果を発表することと とし、県民の専門高校等に対する理解や関心を高め、産業教育の振興を図ると ともに、各校の魅力を広く発信する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・パネルの展示や成果物の販売、体験、実演等の実施 ・仙台駅周辺施設での実施	R8- R10	2,000	高校教育課
13 ◎	ものづくり人材育 成確保対策事業	ものづくり産業への興味関心や認知度を向上させるため、ものづくり企業見学 会を開催するほか、ものづくり産業広報誌等を作成・配布する。また、高校生等を 対象としたキャリア教育セミナーの実施により、県内製造業への就職拡大や早期離 職の防止を図るとともに、熟練技能者を工業系高校に派遣するなど、高校生の技 能向上等を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ものづくり企業見学会の開催 ・ものづくり産業広報誌等の発行 ・熟練技能者の派遣による実践指導等	R6- R9	36,188	産業人材対 策課
14 ◎	産業人材育成プ ラットフォーム推 進事業	産学官の人材育成機関の情報共有等を図るため「みやぎ産業人材育成プラッ トフォーム」及び「圏域版産業人材育成プラットフォーム」を設置・運営する。また、産 業人材育成の気運を醸成するためのフォーラムを開催する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・みやぎ産業人材育成プラットフォームの運営、フォーラムの開催 ・圏域版プラットフォームの運営	R6- R10	982	産業人材対 策課
15 ◎	小中学生へのキャ リア形成支援事業	県内の児童・生徒を対象とした若手社会人等との対話プログラムを実施し、明確 な勤労観や職業観を持った人材を育成する。また、対話プログラム参加を通じて、 若手社会人自身の勤労観や職業観の形成も促すとともに、地域内企業間の交流の 機会を提供する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・小中学生へのキャリア形成支援業務 ・キャリア教育推進に向けた取組	R6- R9	10,000	産業人材対 策課
16 ◎	みやぎジョブカ フェ運営事業	就職支援施設「みやぎジョブカフェ」において、併設の新卒応援ハローワークや企 業・学校等と連携し、キャリアコンサルティング、就職支援セミナー、面接対策、履 歴書の添削など、求職者の就職活動を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・個別就職相談（キャリアコンサルティング）の実施 ・就職支援セミナーの実施 ・各種就職情報の提供	R6- R10	54,304	雇用対策課
17 ◎	高卒就職者援助 事業	宮城労働局・市町村など関係機関と連携し、就職イベントを開催するほか、県内6 地域で合同企業説明会を開催する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・高校2年生向け業界紹介セミナー（仙台） ・企業説明会の開催（白石、仙台、塩釜、石巻、大崎、気仙沼）	R6- R9	1,465	雇用対策課
18	循環型社会に貢 献できる産業人 材育成事業	廃棄物の発生抑制やリサイクル産業等について、専門高校生としての基礎的研 究を行い、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を図る。	R6- R10	7,504	高校教育課
	合計			306,297	

(2)伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
01 ◎	志教育支援事業 (再掲)	東日本大震災の経験を踏まえ、児童生徒が社会において果たすべき自己の役割 を考え、自ら生き方を主体的に追求するよう促し、社会人・職業人として生涯に わたって自立する上で必要な能力や態度を育てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・志教育支援事業推進会議の開催 ・道徳教育推進協議会の開催及び指導者養成研修への派遣 ・豊かな心を育む研究指定校での公開研究会等の開催 ・豊かな心を育む道徳教育指導者研修会の開催	R6- R8	1,259	義務教育課
02 ◎	志教育推進地区 指定事業 (再掲)	実践体験型PBL＊(Problem Based Learning)による総合的な学習の時間 の取組を見直し、児童・生徒の主体的な学びを大切にした志教育を推進する。その 成果を検証し、得られた成果や知見を県内に広げることで志教育の一層の推進に つなげる。対象は県内中学校区2地区(3年間)。 ＊実践体験型PBL:地域社会と連携し課題解決に取り組む学習 ＜令和8年度の主な取組＞ ・総合的な学習の時間を中心に実施 ・地域の人々と共に課題設定、課題追究、社会への働き掛けを実施	R6- R8	2,000	義務教育課
03 ◎	高等学校「志教 育」推進事業 (再掲)	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を 目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進す る。また、将来宮城の医師や教師となる志を持つ生徒を対象として、講演会や特別 講座等を実施し、学力や学習意欲の向上を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「志教育」研究指定校による取組への支援 ・みやぎ高校生フォーラムの開催 ・みやぎ高校生マナーアップ運動の推進 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンの実施(春・秋) みやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催 ・医師を志す高校生特別講座等の実施 ・教師を志す高校生による大学研究室訪問の実施	R6- R10	9,956	高校教育課
04	みやぎの田園環 境教育支援事業 【非予算的手法】 (再掲)	農業・農村の持つ魅力を伝えるとともに、地域環境保全等に対する意識の醸成を 図るため、地域や学校教育との連携・協働による農村環境保全活動を支援する。	R6- R10	0	農村振興課
05	東北歴史博物館 教育普及事業 (再掲)	東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を 行うほか、民俗資料のデジタルアーカイブ及び調査研究成果に基づく教育普及施 策を実施する。	R6- R10	19,084	文化財課
	合計			32,299	

(3)文化財の保護と活用

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
01 ◎	図書館貴重資料 保存修復事業	県図書館が所蔵している古絵図などの貴重資料を修復し、後世に伝える。また、 複製資料(レプリカ)を作成し、学校教育や生涯学習の場での活用を図り、郷土の 歴史・文化への理解促進に役立てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・貴重資料(古絵図)の修復作業の実施 ・学校や市町村図書館等への複製資料の貸出	R6- R10	14,723	生涯学習課
02	図書館と古書複 製作製事業	県図書館が所蔵する和古書(原資料)のデジタルデータを作成し、県図書館の ホームページ上で公開することにより広く県民の利用に供する。	R6- R10	715	生涯学習課



区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
03	日本遺産推進事業	日本遺産に認定されたストーリーと文化遺産の魅力を国内外に広く発信し、地域の活性化と観光振興を図る。	R6-R10	4,342	文化財課
04	特別名勝松島保護対策事業	文化財保護審議会松島部会において、現状変更の可否の判断や適切な保護管理を図るための調査・検討等を行う。	R6-R10	1,245	文化財課
05	多賀城跡発掘調査事業	特別史跡多賀城跡附寺跡を適正に保護し、国民共有の財産として広く活用を図るため、計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。	R6-R10	14,569	文化財課
06	多賀城跡環境整備事業	特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用を図るため、整備基本計画に基づいた環境整備を実施する。	R6-R10	3,112	文化財課
07	多賀城関連遺跡発掘調査事業	特別史跡多賀城跡附寺跡の多角的な調査研究を目的として密接な関連を持つ県内の城柵官街遺跡や多賀城で使用された瓦を生産した遺跡などを対象に調査を行う。	R6-R10	2,554	文化財課
◎	多賀城政庁復元検討事業	多賀城創建1300年記念事業としての県による政庁南大路・城前官街の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備、多賀城碑の国宝指定を機に、史跡の活用に対する機運が高まっており、歴史的価値や意義を分かりやすく伝え、地域資源としての活用が図られるよう、多賀城跡の象徴である「政庁」の復元整備に向けた検討を行う。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ボーリング等の地質調査 ・建築基準法や消防法への対応に関する課題整理のコンサルティング業務委託 ・文化庁との協議及び先行事例調査	R7-R10	21,000	文化財課
09	指定文化財管理費	指定文化財を中心に管理パトロールを実施し、県内の指定文化財及び重要な埋蔵文化財の保護・保存と適切な管理を図る。また、市町村所有以外の国指定建造物や史跡の管理者に対して助成を行う。	R6-R10	6,702	文化財課
10	重要伝統的建造物群保存助成費	県内の重要伝統的建造物群保存地区について、その保存のための市町村事業又は所有者等の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業に対して、当該保存地区の適切な保存と活用促進のため助成を行う。	R6-R10	560	文化財課
11	文化財保護充実費	文化財保護の基礎資料である遺跡台帳及び文化財地図の整備充実を図るとともに、県内の未指定文化財の総合調整を行い、県指定文化財候補を把握し、指定を行うための基礎資料とする。	R6-R10	1,864	文化財課
12	史跡等環境整備助成費	文化財保護法及び宮城県文化財保護条例の規定により指定された史跡等の保存と活用を図るための環境整備に対して助成を行う。	R6-R10	3,929	文化財課
13	史跡公有化助成費	文化財保護法及び宮城県文化財保護条例の規定により指定された史跡等を開発から守り、その保存・活用のため土地の公有化を行う市町村に対し助成を行う。	R6-R10	1,640	文化財課
14	建造物等保存修理助成費	国・県指定有形文化財等の保存活用を図るため、保存修理を実施する所有者等に対し助成を行う。	R6-R10	2,562	文化財課
15	指定文化財等災害復旧支援事業費	度重なる自然災害により被災した文化財の速やかな修繕を促すとともに文化財所有者等の負担軽減を図るため、被災文化財の修理・修復を実施する所有者等に対し助成を行う。	R6-R10	6,090	文化財課
16	遺跡緊急調査費	開発事業計画地内の遺跡の確認調査、個人等に費用負担を求めることが困難な遺跡の発掘調査、今後開発が予想される市町村について詳細な分布調査と遺跡地図の整備を実施し、その成果に基づき関係開発機関と協議を行う。また、地域の歴史解明のため特に重要と判断した遺跡については、詳細な範囲や内容の確認調査を行う。	R6-R10	2,557	文化財課
17	東北歴史博物館企画展示事業	常設展の展示替え、メンテナンスに要する経費及び特別展のための調査研究、写真撮影、資料借用、展示造作及び広報等を行う。	R6-R10	137,643	文化財課
18	東北歴史博物館施設整備事業	東北歴史博物館の施設設備の整備を行う。	R6-R10	106,970	文化財課

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
19	東北歴史博物館資料管理事業	所蔵歴史資料の保存環境調査・維持管理や県内の発掘調査によって発見された脆弱遺物の保存処理等を行う。	R6-R10	13,396	文化財課
20	東北歴史博物館教育普及事業	東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を行うほか、民俗資料のデジタルアーカイブ及び調査研究成果に基づく教育普及施策を実施する。	R6-R10	19,084	文化財課
21	東北歴史博物館調査研究事業	考古資料、民俗資料、建造物資料、文書資料及び美術工芸資料に係る調査研究及び研究成果の刊行を行う。	R6-R10	1,030	文化財課
22	無形民俗文化財助成費	国及び県から指定を受けた無形文化財の保持者及び無形民俗文化財の保持団体に対し助成し、後継者の育成と技術の研鑽を図る。	R6-R10	1,640	文化財課
23	民俗芸能大会費	全国をブロック分けして開催される大会に本県の民俗芸能保存団体を派遣する。	R6-R10	640	文化財課
24	銃砲刀剣登録審査費	美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録審査会を年6回行う。	R6-R10	421	文化財課
25	天然記念物カモシカ保護対策費	宮城県の南奥羽山系カモシカ保護地域における特別天然記念物カモシカの個体数、生息環境等を調査し、保護対策の資料とする。	R6-R10	6,452	文化財課
	合計			375,440	